

宗像市渡船作業基準（自動車航送を伴わない旅客船）

平成24年10月1日

訓令第 号

改正 令和4年6月28日

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

（目的）

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、地島～神湊航路及び大島～神湊～地島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

（作業体制）

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。

（1）陸上作業

- ①乗船待機中及び乗下船する旅客の誘導 旅客係（2人）
- ②船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取り係（2人、旅客係兼務）

（2）船内作業

- ①乗下船する旅客の誘導 旅客係（2人～3人）

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

（陸上作業指揮者の所掌）

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- （1）乗下船待機中の旅客の整理
- （2）乗下船する旅客の誘導
- （3）船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- （4）その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 危険物として搬送できるものは、危険物運送船適合証であらかじめ許可を受けた危険物とする。
 - (2) 運航管理補助者は、荷送人に対して、危険物運送を行う2日前までに、危険物明細書を渡船事務所(運航管理補助者)に提出するよう周知する。ただし、運送実績のある危険物の場合は、危険物運送の当日までに船長に提出すればよいものとする。
 - (3) 運航管理補助者は、運送実績のない危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。
 - (4) 副運航管理者は、前号の報告を受けたとき、危険物を運送する前日までに、当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、運送の引き受け可否を判断し船長に連絡すること。なお、副運航管理者は、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (5) 船長は、運送実績のある危険物に関して、荷送人から申請を受けた当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (6) 船長は、運送実績のある危険物に関して、荷送人から申請を受けた当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船内作業指揮者に指示すること。
 - (7) 船長は、船舶に積載した危険物について、危険物積荷一覧書2通を作成し、うち1通を渡船事務所に交付し、他の1通を船舶内に当該危険物の運送が完了するまで保管しなければならない。
 - (8) 運航管理補助者は、前号に基づき交付を受けた危険物積荷一覧書を渡船事務所に1年間保管しなければならない。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品(以下「刀剣等」という。)の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、船長に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) 船長は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶する。
 - (3) 船長は、前号の対応を行うに際して必要がある場合は副運航管理者と協議を行うこと。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が

前2項に該当するおそれがあると認めるときは、船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長は、前3項の措置を講じたときは、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として離岸15分前から乗船を開始する。

2 船内作業指揮者は、人道橋の架設の完了を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船作業開始の合図をする。

3 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

4 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導し、船内の旅客係員は乗船口から船内に誘導する。

5 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸準備作業)

第8条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。

2 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。

3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離岸作業完了後適切な時期になったときに出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、別紙船内巡視要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視結果を別紙巡視記録簿に記録する。

(着岸作業準備)

第11条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻 10 分前までに綱取り作業、人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第12条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップの保安及び係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に合図する。

2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第15条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してタラップを収納する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

(1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。また、

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 病気、海難等が発生した場合の乗組員への通達
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

下船の際は、係員の指示に従うこと。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない

第18条 船長は救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。